

# 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

## 【認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護】

この要件は令和6年6月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は要件の内容について見直すことがありますので、あらかじめご了承ください。

### 1 施設等区分

区 分	基 準
認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が1であること。 (2) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第90条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号)第70条に定める従業者の員数を置いていること。
認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	ロ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 (1) 共同生活住居の数が2であること。 (2) イ(2)に該当すること。

### 2 提出書類

加算等の種別	必要書類
<b>共通必要書類</b>	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ③ 誓約書(加算用)
身体拘束廃止取組の有無	※共通必要書類のみ
高齢者虐待防止措置実施の有無	① 改善計画書(減算型の場合のみ)
業務継続計画策定の有無	※共通必要書類のみ
夜間支援体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 夜間支援体制加算に係る届出書(別紙46) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を従業者全員分で作成)
若年性認知症利用者受入加算	※共通必要書類のみ
利用者の入院期間中の体制	※共通必要書類のみ
看取り介護加算 【認知症対応型共同生活介護】	① 看取り介護加算に係る届出書(別紙47) <b>※医療連携体制加算の算定が必要</b>
医療連携体制加算(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅰ)ハ 【認知症対応型共同生活介護】	① 医療連携体制加算(Ⅰ)に係る届出書(別紙48) ② 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (算定日から4週間分を看護職員分で作成) ③ 看護師等免許証の写し(看護職員未提出分) ④ 病院等との連携により体制を確保する場合は連携していることが確認できる契約書等の写し
医療連携体制加算(Ⅱ)	① 医療連携体制加算(Ⅱ)に係る届出書(別紙48-2) <b>※医療連携体制加算(Ⅰ)のいずれかの区分の算定が必要</b>
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12-2) ② 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類 ③ 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 又は 認知症看護に係る適切な研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ) <b>※認知症チームケア推進加算を算定している場合は算定不可</b>
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症チームケア推進加算に係る届出書(別紙40) ② 認知症介護指導者養成研修の修了証の写し 及び 認知症チームケア推進研修を修了していることを証する書類(※(Ⅰ)のみ) ③ 認知症介護実践リーダー研修の修了証の写し 及び 認知症チームケア推進研修を修了していることを証する書類(※(Ⅱ)のみ) <b>※認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可</b>

加算等の種別	必要書類
科学的介護推進体制加算	※共通必要書類のみ(※LIFE への登録が必要)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書(別紙 35)
生産性向上推進体制加算	① 生産性向上推進体制加算に係る届出書(別紙 28) ② 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)の算定に関する取組の成果(国様式)((Ⅰ)のみ)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	① サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙 14-6) ② 有資格者等の割合の参考計算書(別紙 7-2)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	① 介護職員等処遇改善計画書(別紙様式 2) ② 変更に係る届出書(別紙様式 4) (※提出済みの計画書の変更を行う場合のみ)
LIFE への登録	※共通必要書類の①②のみ(誓約書不要)
短期利用(介護予防)認知症対応型共同生活介護の届出	① 短期利用認知症対応型共同生活介護確認表 ② 認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は「認知症介護指導者養成研修」のいずれかの修了証の写し ※最下部の『短期利用認知症対応型共同生活介護 基準抜粋』を確認し、適合している場合のみ届出可能です。また、合わせて短期利用に係る内容を運営規程に追加するための変更届が必要です。

## 2 事業所にて作成及び保管が必要な書類(指定権者からの求めがあった場合に提出)

加算等の種別	必要書類
看取り介護加算 【認知症対応型共同生活介護】	① 看取りに関する指針(同意を得るための書類を含む) ② 看取りに関する研修の実施記録
医療連携体制加算(Ⅰ)イ(Ⅰ)ロ(Ⅰ)ハ 【認知症対応型共同生活介護】	① 重度化した場合の対応に係る指針(同意を得るための書類を含む)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅢ以上の利用者の割合を確認できる記録(※直近3月間の割合について毎月記録すること) ② 認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議の定期的な開催記録 ③ 個別の介護職員、看護職員に係る認知症ケアに関する研修計画及び実施記録(※(Ⅱ)のみ)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ)	① 認知症高齢者日常生活自立度ランクⅡ以上の利用者の割合を確認できる記録(※直近3月間の割合について毎月記録すること) ② 利用者ごとの月1回以上の定期的なカンファレンス開催記録、個々の入居者の状態の評価及び評価結果に基づいたケア計画等(認知症チームケア推進加算・ワークシート及び介護記録等)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していることを確認できる書類 ② 協力医療機関等との間で、新興感染症を除く感染症の発生時等の対応を事前に取り決め、発生時等には連携し適切に対応することが確認できる協定書等 ③ 感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることが確認できる記録 ④ 事業所において行う感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容に③の内容を含めていることが確認できる資料
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	① 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を3年に1回以上受けていることが確認できる書類
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	※計画書様式内の確認項目欄及び証明する資料の例を参照

### 3 算定要件

基準	解釈通知
指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号)
指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 128 号)	

#### 【短期利用認知症対応型共同生活介護 基準抜粋】

##### ハ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 共同生活住居の数が1であること。
- (2) 当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- (3) 次のいずれにも適合すること。ただし、利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、(一)及び(二)にかかわらず、事業所の共同生活住居ごとに定員を超えて、短期利用認知症対応型共同生活介護を行うことができるものとする。
  - (一) 事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。
  - (二) 一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は1名とすること。
- (4) 利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- (5) 短期利用認知症対応型共同生活介護を行うにあたって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
- (6) ①(2)に該当すること。

##### ニ 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

- (1) 共同生活住居の数が2であること。
- (2) ハ(2)から(6)までに該当するものであること。

##### ◇短期利用認知症対応型共同生活介護費について

短期利用認知症対応型共同生活介護については、施設基準第31号ハに規定する基準を満たす認知症対応型共同生活介護事業所において算定できるものである。

同号ハ(5)に規定する「短期利用認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者」とは、認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践者研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している者とする。

※短期利用介護予防認知症対応型共同生活介護費についても上記と同様の趣旨